

みらい1分ニュースレター

2009/7/6 第1号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

みなさまいかがお過ごしでしょうか？

中国の最新法令の配信サービスの第一回をお送りいたします。みなさまの中国ビジネスに役に立つ紙面にしようとスタッフ一同はりきっておりますので、末永いご愛顧をお願いいたします。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

中国企業の海外進出を支援

～『海外投資管理弁法』の施行

←ポイント

- ✓ 公布部門： 中国商務部
- ✓ 施行： 2009年5月1日より
- ✓ 目的： 中国企業の海外進出を支援すること
- ✓ 注目すべきポイント：
 1. 審査・許認可権の移管（中央政府から各省級政府へ）
 2. 審査プロセスの簡易化（許可後、3営業日で「海外投資証書」の入手）
- ✓ 影響効果： 中国企業による日本進出、M&A等の増加

←解説

2008年の中国企業の海外直接投資は、521.5億米ドルまで増加しました（前年同期比96.7%↑）。海外投資の拡大は、経済回復の一環だと考えられます。

◆【新法公布の2つの背景】

(1) 外資系企業の圧力緩和のため

金融危機の影響で、財務内容が悪化した外資系企業と依然資金が潤沢にある中国企業との競争が中国国内市場で激化しないように、中国企業の海外投資を積極的に後押しすること。

(2) 中国経済発展のため

中国企業は海外販路、ブランド戦略、技術開発のため、海外進出、M&A、IPO等の海外投資を行う必要性が高まっていること。

◆【新法の4つの特徴】

(1) 審査・許認可権の移管

国家商務部は今後、影響が大きい一定の海外投資（1億ドル以上の海外投資や特定国への投資など）に対する審査・許認可権だけを管轄します。その他は省級政府の主管部門へ移管するようになります。

(2) 審査プロセスの簡易化

許認可を取得した企業は、以後申請書1枚を提出すれば、3営業日以内に「企業海外投資証書」を受け取ることができるようになります。

(3) 審査内容の明確化

主管部門は今後、政治・経済関係、国家安全、国際的な義務の違反、悪質競争等について審査を行います。海外投資に関する経済的・技術的な実行性は企業自らの判断に任せます。

(4) 指導及び支援の強化

商務部は今後、海外投資に対する指導・促進・支援サービスを強化する方針です。

執筆： 莫 健潔（ばくけんけつ）

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪オフィス] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

